

八幡中学校保護者の皆様

八幡中学校学校再開について

長引く学校の臨時休業については、保護者の皆様にご心配をおかけしているところですが、これまでのご理解とご協力に厚く感謝申し上げます。学校再開にあたっては、「生徒やご家族の命」「生徒の心のケア」「学習の補完と定着」等を最重要の課題と位置づけ、子ども一人一人の状況に丁寧に寄り添い、きめ細かに対応していきたいと考えています。

このため、県のガイドラインに基づき、登校日の設定や分散登校を経た段階的な学校再開を行ってまいります。

＜感染症対策に関する基本的な考え方＞

学校における教育活動の再開にあたっては、以下の対策を講じます。

＜衛生管理（感染症対策）＞

- ◆ 集団感染のリスクが高い3つの条件（いわゆる3密）が同時に重なることの徹底的な回避（クラスターの発生リスクを下げるための3原則）
 - ① 換気の悪い密閉空間
 - ② 多くの人々が密集
 - ③ 近距離での会話や発声
- ◆ 手洗いやマスク着用などの基本的な感染症対策の徹底
- ◆ 学校医や学校薬剤師等と連携した校内の衛生管理体制の整備
- ◆ 体調不良者への対応計画、連絡体制の確認

I 新型コロナウイルス感染症対応の留意事項等について

1 発熱等かぜ症状のある生徒の体調管理を重点的に行います

(1) 家庭での健康観察等を継続してお願いします

ア 毎朝自宅で検温していただき、厚生労働省が示す新型コロナウイルス感染に関する相談・受診の目安

- ・ 息苦しさ、強いだるさ、高熱などの症状のいずれかがある
- ・ 高齢者や基礎疾患がある人で、発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状がある
- ・ 比較的軽いかぜ症状が続く

の3項目の1つでも該当すれば無理をせず、学校へ連絡して自宅で休養するようお願いします。

イ 生徒には「健康チェックカード」を配付しますので、毎日記入・提出をお願いします。

(2) 登校時の健康観察を行います

ア 「健康チェックカード」を毎日登校時、校舎に入る前に確認します。登校時に確認できなかった生徒については、玄関に入って検温及び健康状態の確認をします。

イ 確認後は、手指を消毒液により消毒し、その後に教室へ入ります。（教室に入るまでは、できるだけ顔や頭髪等には触れないよう指導しますので、ご家庭でもお話しください）

ウ 校内では、原則として、咳エチケットの要領でマスク着用をお願いします。

エ 通学時においてもマスクを着用することやスクールバス内での会話を控えることなど、飛沫飛散の防止に努めるよう指導します。

オ 欠席者及び遅刻連絡の際は、その理由を具体的にお知らせください。

カ 授業中、昼休み、放課後等も随時、生徒の健康観察を行います。

2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守します

(1) 基本的な感染症対策

手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外での活動後、トイレ使用後教室に入る際など）、咳エチケット（マスクの着用）について指導します。

(2) 校内環境

ア 学校再開前に学校医により、学校の衛生管理体制を確認しました。再開後も週1回の確認をします。

イ 校内に石けんや手指消毒用アルコール（全教室）を設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備しました。

ウ 教室の窓やドアを休み時間ごとに全開放します。

エ 適切な環境保持のため、授業時間中も十分に換気（気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開ける）しますので、寒い場合は、インナーの重ね着などの対応をお願いします。

オ 教室やトイレなど生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日2回（昼、生徒下校後）、教職員により消毒液を使用して清掃を行い、環境衛生を良好に保ちます。

(3) その他

制服は多数回の洗濯には適さないことから、学校指定のジャージで通学を行わせてください。

3 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の指導を行います

学級活動だけでなく、道徳の時間も活用して、正しい知識と人権意識についての指導を継続的行います。

II 学校再開について

1 学校再開にあたっての次のことに留意します

(1) 分散登校期間は身体的距離を確保した座席配置をおこないます

咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約2mの距離まで届くため、マスクを着用したうえで、分散登校の期間は生徒間距離を1m程度以上保つように座席を配置します。

(2) 段階的に学校再開を行います

<登校日の設定（5/27・28）>

- 学級をA・Bグループに分けて分散登校（午前のみ・給食なし）による登校日を設け、学校再開後に
関する情報提供や課題回収等を実施し、個別の教育相談を実施します。
- 登校日には授業や放課後の活動は、行いません。

<分散登校による学校の再開（6/1～6/12）>

- 分散登校（生徒をA・Bの2グループに分けて）を行う日を設けることにより、「3密」の状況を避けながら、段階的に学校教育活動を再開し、全ての生徒が学校において教育を受けられるようにします。

<分散登校>

- 各クラス20名程度のグループに分け（A・B）、奇数日はAグループが午前・Bグループが午後、偶数日はAグループが午後・Bグループが午前とします。

日	1	2	3	4	5	8	9	10	11	12
曜日	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
午前	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
午後	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A

<登下校について>

- スクールバスを利用する場合は、車内が、「3密」が同時に重なる場とならないよう、安全性を確保した上で換気を徹底し、会話や大声での発声をできるだけ控えてください。

(3) 感染症対策に留意した教室（授業）環境をつくります

- ア 生徒と教職員は飛沫飛散防止のためマスクを着用します。
- イ 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動はできるだけ控えます。実施する場合は、生徒等の会話や発声などが必要な場合は、マスクを着用するなど、感染症対策に配慮します。
- ウ 感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い学習活動については行ないません。

(4) 年間行事計画等の見直し

◎ 6月1日学校再開・分散登校2週間後の6月15日から通常授業を想定

ア 授業日数の確保について

【夏季及び冬季休業期間を短縮】詳しくは、市教委から連絡が入ります

- 夏季休業を短縮し、12日間程度の授業日数を確保します。
- 冬季休業を短縮し、2日間程度の授業日数を確保します。

【中学校で卒業式実施日を延期】

- 卒業式を3月5日から3月16日に延期し、7日間の授業日数を確保します。

イ 授業時数の確保について

上記アで授業日数を確保した上で、必要に応じ、授業時数を確保する。

【原則、毎日6時限授業を実施】

- 7月から3月まで、会議日以外は毎日6時限授業を実施します。

2 各教科学習等における留意事項

「Iの2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則の遵守」に加え、次の(1)から(3)までの点を考慮します。

(1) 共用で器具や用具等を使用するときに注意すること

理科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において、共用する器具や用具、ICT機器等（キーボードやマウスなど）を使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行います。

(2) 特に配慮を要する教科

技術・家庭科（家庭分野）
<ul style="list-style-type: none">・年間指導計画を見直し、当分の間、調理実習は見合わせます。・被服実習を行う際には、生徒同士が近距離で作業することを避け、実習台や共用の用具の消毒を行います。・家庭科等でできるだけ早期にウイルス感染の仕組みや予防法等について指導します。
保健体育科
<ul style="list-style-type: none">・屋外活動で児童生徒等間に十分な距離を取っている場合や、体育館等で十分な換気を行い、生徒間に十分な距離を取っている場合は、マスクの着用は必要ないと考えています。・相撲、剣道、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は当面避けます。・近距離での会話や、活動は避けます。・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は、避けます。・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導します。・授業が終わったら、石けんで手洗いを行います。・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避けます。・第3学年の「感染症の予防」において、新型コロナウイルス感染症を取りあげた指導事例を通じて指導します。
音楽科
<ul style="list-style-type: none">・題材を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行い、当分の間、狭い空間や密閉空間での歌唱や口に触れる楽器の演奏の学習を見合わせます。
英語
<ul style="list-style-type: none">・握手・ハイタッチや、身体の接触を伴う活動は避けます。・ペアによる会話など、飛沫感染のリスクを伴う近距離での話合い活動はできるだけ控えます。

(3) その他の活動

- 休み時間
 - ・教室等の窓は開放し、十分な換気を行います。
 - ・グラウンド等での活動後、また、トイレ使用后などに、手洗いを徹底します。
- 学校図書館
 - ・感染症対策を徹底した上で、貸出等を行います。
- 生徒会活動
 - ・委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫します。
 - ・生徒総会等の集会は、放送設備等を活用し、各教室で実施します。
- 校内で実施する学校行事等
 - ・全校集会や学年集会等を、放送設備を活用し各教室で行うなど、大人数による活動は、できるだけ避けます。
- 保護者会、PTA会議等
 - ・当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え意見を聴取するなどの工夫をし、書面での開催や短時間での開催とします。

【体調不良の生徒への対応について】

- ・保健室の中に、ビニールで囲った場所を設置しました。授業中、児童生徒等が体調不良を訴えた場合は、速やかに移動させるとともに、保護者の迎えがあるまでそこで待機させます。

3 学校給食等における留意事項

学校給食を実施する場合は、食品等を介して飛沫が口に入る可能性など、感染対策に特に注意する必要があることから、以下の点に十分留意して実施します。

<給食実施に係る指導事項>

準備・配膳・片付け
<ul style="list-style-type: none">・ 手洗い（手指消毒）の徹底・ 給食当番（生徒等及び教職員）について以下の事項を確認し、当番の可否を毎日点検<ul style="list-style-type: none">① 下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無② 手指の確実な洗浄③ 衛生的な服装・ 配膳は、健康状態等を点検した給食当番が実施・ 喫食開始までの間、すべての生徒がマスクを着用・ 正しいマスクの外し方（必ず耳かけのところだけ触れて外す＝前面は触らない）を指導・ 配膳台を消毒液で洗浄し片付（毎日、担任による給食用具の衛生管理確認）
喫食時
<ul style="list-style-type: none">・ 給食・昼食時は会話を控える・ 机を向かい合わせにせず、生徒の間隔を1m程度離す・ 必ず学級担任等が在室し、生徒の活動を見届け指導する

4 部活動について

分散登校中は、部活動を行わないこととし、活動再開の具体的な時期については県教育委員会からの指示により再開します。

部活動を実施することとなった場合は、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問（部活動指導員を含む。）が部活動の実施状況を把握します。また、当分の間、学校内での活動に限っての実施とします。

Ⅲ 児童生徒等の心のケアについて

登校日や学校再開後においては、児童生徒等の心身の健康に十分配慮するため、教育相談や「心のアンケート」を実施するほか、状況に応じて学校医やスクールカウンセラー等と連携して対応します。